

弁護士会照会制度

活用のポイント

第5回 勤務先や取引先への照会について

調査室

弁護士会照会においては、受任事件の相手方の勤務先や就学先、取引業者といった相手方と密接な関係を有する照会先に対して、照会がなされることがあります。

このような照会は、照会先から、有用な回答を得られる可能性が高いため、照会申出に際して、照会事項書を説得的に記載しなければならないという思いが強くなりがちですが、事件の概要を詳細に記載したことによって、相手方の名誉や信用を棄損し、相手方が退職や取引停止に追い込まれるという事態にもなりかねません。

そのため、照会申出に際しては、照会申出書の記載事項を必要最小限に止めるとか、照会先へは照会申出書を送付せずに、照会事項書のみを送付する扱いにする（差支え案件）といった配慮が必要となります。

1 勤務先・就学先への照会について

離婚事件における財産分与や養育費の算定に際して、相手方が収入状況を明らかにしないことがあります。

このような場合、相手方の勤務先に対して、年収や退職金見込額の照会がなされることが多いのですが、相手方にとっては、職場へ弁護士会照会がなされるというだけでも、相当に好奇心目で見られる事態に陥ることとなりますし、また、照会申出書に不倫や飲酒、暴力などの詳細な事実が記載されているような場合には、相手方の名誉を著しく害する結果となります。

まずは、相手方に対して、収入状況を明らかにしない場合は、勤務先へ弁護士会照会せざるを得ない

旨を付言して、収入状況の開示を求め、それにもかかわらず回答がなされない場合に、弁護士会照会を利用することが考えられます。

なお、最近、養育費の算定に必要であるとして、相手方の就学先（大学院の研究室）へ弁護士会照会を行ったものの、照会事項書に子の出生の経緯などが詳細に記載されていたため、高度のプライバシー情報が就学先の知るところとなり、相手方から、申出会員に対して、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟や懲戒請求がなされたという事案が報告されています。

2 取引先への照会について

相手方の取引先を照会先とする弁護士会照会がなされることがありますが、その記載内容によっては、相手方の信用を棄損し、相手方の商取引を阻害する結果になることがあります。

このような観点からは、「相手方は反社会的勢力と関係がある」、「手形の書き換えを繰り返している」、「欠陥製品を大量に出荷している」などといった記載は、よほどの必要性がない限り、控える方が好ましいと思われれます。

なお、最近、メーカーの製造物責任を問う事件において、メーカーの取引先に対して、当該メーカーの製品の欠陥によって損害を被ったが、貴社が購入している製品には、どの程度の割合で欠陥が存在しているのか、という照会を行ったために、当該製品の風評被害が生じたという事案が報告されています。

このように、勤務先や取引先に対する照会を行うに際しては、十分な配慮が必要になると思われれます。